

財団法人 前川報恩会
平成 23 年度第 4 回理事会議事録

1. 日 時 平成 24 年 3 月 21 日 午前 10 時 00 分
2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール
3. 出席者 (1) 本人出席
理事：前川 正雄・宮野 忠夫・奥野 誠亮・加茂田 信則
小林 英夫・寺田 壮
監事：山内 豊
(2) 書面による出席
理事：橋爪 穹・緋田 清子・松下 敏治
理事現在数 9 名 監事現在数 1 名
出席者数 10 名（書面表決書による出席を含む）
4. 議 案 第 1 号議案 平成 23 年度第 2 次補正収支予算の件
第 2 号議案 平成 24 年度事業計画の件
第 3 号議案 平成 24 年度収支予算の件
第 4 号議案 平成 24 年度資産運用方針の件
第 5 号議案 評議員改選候補者理事長一任の件
第 6 号議案 移行方針及び移行申請時期の件
第 7 号議案 定款の変更の案の件
第 8 号議案 新法人移行後の平成 24 年度事業計画の件
第 9 号議案 新法人移行後の平成 24 年度収支予算の件
第 10 号議案 公益目的支出計画の件
第 11 号議案 その他の移行申請書一式の件
第 12 号議案 移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長齊藤旭より、本日の出席者数は寄付行為第 25 条第 1 項に定められた定足数を満たすため成立するとの報告が行われた後、同第 24 条第 2 項に従い前川正雄理事長が議長となって理事会の開会を宣言した。

【議事録署名人の選出】

議長は、議事に先立ち、本理事会議事録の署名人について常務理事宮野忠夫及び理事加茂田信則を指名し、出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

【決議事項】

第1号議案 平成23年度第2次補正収支予算の件

平成23年度第2次補正収支予算について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料1「財団法人前川報恩会平成23年度第2次補正収支予算書(案)」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第2号議案 平成24年度事業計画の件

平成24年度事業計画について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料2「財団法人前川報恩会平成24年度事業計画書(案)(新法人移行前)」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第3号議案 平成24年度収支予算の件

平成24年度収支予算について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料3「財団法人前川報恩会平成24年度収支予算書(案)(新法人移行前)」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第4号議案 平成24年度資産運用方針の件

平成24年度資産運用方針について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書に基づき説明がなされた。審議の際、山内豊監事より、現在の定期預金の利息等を考慮すると、実際には0.02%から0.03%になってしまう恐れもあるが、あくまでも目標運用益として0.1%を設定することが妥当である旨の意見が述べられた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第5号議案 評議員改選候補者理事長一任の件

評議員改選候補者理事長一任について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 6 号議案 移行方針及び移行申請時期の件

移行方針及び移行申請時期について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料 4「財団法人前川報恩会平成 24 年度移行申請スケジュール（案）」に基づき説明がなされた。

審議の際、奥野誠亮理事より、「報恩会」という名の通り恩に報いる団体であり、公益性の高い事業を行っているにも拘らず、一般財団法人へ移行をした場合には、世間から何かやましいことしているのではないかという誤解を受けるおそれがあるとの意見が述べられた。

山内豊監事より、公益認定を受けた後に、前川報恩会として考えている公益と内閣府が考えている公益にズレがあると判断された場合には、公益認定が取消され、財団の運営が危ぶまれるおそれがあることから、一般財団法人へ移行をした方が柔軟に公益活動を行うことができるのではないかとの意見が述べられた。

奥野誠亮理事より、一般財団法人へ移行することは、創立者である前川喜作氏の気持ちを無視することに繋がることの懸念があるが、前川報恩会に前川喜作氏の精神を残していくことを望んでいるだけであり、最終的な判断は理事長である前川正雄氏に一任することにしたとの意見が述べられた。

前川正雄理事長より、奥野誠亮理事の意見は前川報恩会の哲学は変えるべきではないとの主張であり、一般財団法人へ移行してもこれを変えるつもりがないことは当然であるが、ご意見を尊重し、公益財団法人又は一般財団法人のどちらへ移行すべきかを再度調査検討した上で、改めて理事会の承認を諮るのはいかがでしょうかとの意見が述べられた。

宮野忠夫常務理事より、一般財団法人へ移行するという提案は公益法人協会等様々な団体から情報を収集した上で十分に検討を尽くしたものであり、また、今後移行申請が活発となることが懸念されるため、結論を曖昧にするのではなく本理事会において移行方針を決定すべきである。判断する要素となる第 7 号議案以下の説明を受けた上で、再度第 6 号議案を審議することが望ましいのではないかとの意見が述べられ、出席した理事及び監事が賛成の意を示した。

そのため、第 6 号議案に関しては審議を一時保留し、第 7 号議案から第 12 号議案までの内容を確認した上で第 6 号議案を再度審議することとした。そこで、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、以下の通り第 7 号議案から第 12 号議案に関する説明がなされた。

第 7 号議案 定款変更案の件については、議案書及び添付資料 5「一般財団法人前川報恩会定款変更案」に基づき説明された。

第 8 号議案 新法人移行後の平成 24 年度事業計画の件については、議案書及び添付資料 6「一般財団法人前川報恩会平成 24 年度事業計画書（案）（新法人移行後）」に基づき説明された。

第 9 号議案 新法人移行後の平成 24 年度収支予算の件については、議案書及び添付資料 7「一般財団法人前川報恩会平成 24 年度収支予算書（案）（新法人移行後）」に基づき説明された。

第 10 号議案 公益目的支出計画の件については、議案書及び添付資料 8「公益目的支出計画（案）」に基づき説明された。

第 11 号議案 その他の移行申請書一式の件については、議案書及び添付資料 9「その他移行申請書」に基づき説明された。

第 12 号議案 移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件については、議案書に基づき説明された。

上記第 7 号議案から第 12 号議案の説明を受けて第 6 号議案の審議に戻ったところ、先ほどの議論を踏まえた上で、第 6 号議案から第 12 号議案に関する判断を理事長に一任することとした。そこで、理事長の判断として将来的に公益財団法人へ移行することを視野に入れ、一般財団法人へ移行をすることとし、第 6 号議案から第 12 号議案に関して賛成の意を示し、出席した理事は満場一致で承認をした。

以上をもって、本日の理事会の議事等は全て終了したため、議事録を作成し、議長及び選出された議事録署名人が記名押印することとして、午前 11 時 00 分に閉会した。

上記の決議及び報告を明確にするため、この議事録を作成し、寄付行為第 28 条の規定により議長の他、常務理事宮野忠夫及び理事加茂田信則が本理事会の出席者を代表して下記に記名押印する。

平成 24 年 3 月 21 日

財団法人前川報恩会 平成第 23 年度第 4 回理事会

議 長 前 川 正 雄



出席代表者 宮 野 忠 夫



” 加茂田 信 則



